

千葉市中央区告示第31号

次の介護保険料に係る書類を別紙記載の方に送達すべきところ住所及び居所が明らかでないので、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第1項の規定により告示します。

これらの書類は、中央保健福祉センター高齢障害支援課に保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により送達があったものとみなされます。

令和8年 8月18日

千葉市中央区長 高石 憲一

年度	保険料名	書類名	件数
令和7年度	介護保険料	還付通知書	1件

KWPZ21

公 示 送 達 書 保險料還付通知書

令和 8年 8月18日

P. 1

中央区

[illegible]